

川口市選管告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(同法第30条の12において準用される場合を含む)の規定により、令和6年1月1日から令和6年12月31日における川口市の選挙人名簿抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和7年1月6日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋智之